

明和学園短期大学における研究活動の不正行為への対応等に関する取組指針

(目的)

第1条 この指針は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、明和学園短期大学(以下「本学」という。)の研究活動における不正行為に対する措置等及び不正行為を防止するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、「研究活動上の不正行為」とは、研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1)「捏造」 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2)「改ざん」 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3)「盗用」 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4)「不適切なオーサiership」 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為。
- (5)「不適切な投稿又は出版」 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為。
- (6)「研究費の不正使用」 実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究費を配分した機関が定める規程等及び学内規則等に違反する経費の使用をいう。
- (7)「その他」 前各号以外に研究活動者の倫理に反する行為をすること。

2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる不正行為は「特定不正行為」と定義する。

(適用範囲)

第3条 本学において研究活動における不正行為への対応等については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この指針によるものとする。

(研究倫理教育を実施する体制の整備)

第4条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を実施する。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学全体を統括し、研究に係る倫理の教育と管理について最終責任を負うものとする。

2 学長は、研究活動の不正行為の防止のために、研究倫理教育責任者を定め、研究者への啓蒙活動に努めなければならない。

(研究倫理教育責任者と研究者に対する研究倫理教育)

第6条 研究倫理教育責任者は、学科長を持って充てる。

2 研究倫理教育責任者は、本学において研究活動に関わる全ての者（本学を本務とする者）を対象に当該教育の受講を義務付ける。なお、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるため定期的に研究倫理教育を実施する。

3 所属する全ての研究者（本学以外に本務を有する者及び本務を有しない者）に対して、他の機関での受講を含め、研究倫理教育の受講を義務付ける。なお、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるため、他の機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施する。

（研究支援人材に対する研究倫理教育）

第7条 研究倫理教育の実施に当たっては、所属する全ての研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動に関わる全ての研究者に対しても当該教育の受講を義務付ける。なお、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるため定期的に研究倫理教育を実施する。

（学生に対する研究倫理教育）

第8条 研究者のみならず、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、研究者倫理に関する基礎的素養を修得できるよう、学生にも研究倫理教育の受講を可能にする。

（研究者の責務）

第9条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、関連する法令又は当該研究分野の行為準則により保存期間が定められている場合には、それらに従わなければならない。

（受付窓口の設置）

第10条 本学における研究活動の不正行為に関する通報・相談等を受付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）を事務室及び教務課に設置する。

2 通報窓口の名称、場所、連絡先等について、学内外に公表するものとする。

3 不正行為に関する学内外からの相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者を最高管理責任者（学長）とし、必要な組織を構築して、当該組織の企画・整備・運営を担う。

（通報等の取扱い）

第11条 通報は原則として、受付窓口に対し書面、電話、FAX、面談等を通じて、直接かつ実名等身分を明らかにすること（以下「顕名」という。）により行われるものとし、

不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由を記載し提出する。ただし、匿名による通報があった場合は、学長は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

- 2 通報があった内容が本学で調査を行うべき研究機関に該当しない場合は、該当する研究機関に当該通報を回付する。また、通報があった内容が他にも調査を行う研究機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該通報を通知する。
- 3 他の研究機関から回付若しくは通知を受けた場合は、第1項と同様に取扱うものとする。
- 4 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対しては、学長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に対して警告を行う。
- 5 通報の意思を明示しない相談については、通報の意思がなされない場合にも、学長の判断でその事案の調査を開始することができる。

また、学会等の科学コミュニティや報道等により研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合は、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(通報者・被通報者の取扱い)

第12条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 調査事案が漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明することができる。

ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、本人の了承は不要とする。

- 3 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。
- 4 学長は、通報者に対し、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。
- 5 学長は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止、又は解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(通報等に係る事案の調査)

第13条 学長は、第11条の規定による通報を受けたときは、当該通報等がなされた事案について必要な調査を行う。

(予備調査委員会)

第14条 学長は、通報を受け付けた後に速やかに研究者に係る研究活動の不正行為の通報内容の合理性、調査可能性について予備調査を行わせるため、予備調査委員会を置く。

- 2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 副学長

(2) 被通報者が所属する学科等の長又は学長が指名する者

(3) 次項に規定する予備調査委員会委員長の指名する者

- 3 予備調査委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 4 予備調査委員会委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(予備調査)

第15条 予備調査委員会委員長は、通報事案について、予備調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。

- 2 予備調査委員会は、通報事案について本調査の適否を判断し、通報受付後原則として30日以内にその結果を学長に報告する。
- 3 学長は予備調査の結果を踏まえ、14日以内に本調査を行うか否かを決定する。
- 4 学長は、前項の決定について、直ちに通報者に通知するとともに、本調査の実施を決定した場合は、その事案に係る競争的資金及び基盤的経費その他の経費等を配分する機関並びに文部科学省（以下「配分機関等」という。）に報告する。

(調査委員会)

第16条 学長は、本調査を決定した場合は、通報された事項に関する事実関係を調査するために、調査委員会を置く。

- 2 調査委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 調査委員会の委員については、委員の半数以上は外部有識者とする。
- 4 調査委員会の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。通報者及び被通報者は、通知された日から14日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査)

第17条 学長が本調査すべきものと判断した場合、第15条第2項の報告が行われた日から原則として30日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始しなければならない。

- 2 本調査の開始を決定した場合、学長は、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、配分機関等にも本調査を行う旨を報告するとともに、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等と協議する。
- 3 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

- 4 通報された研究活動上の不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被通報者に求める場合又は被通報者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む）に学長が合理的に必要と判断される範囲において、調査委員会の指導・監督の下で行うこととする。
- 5 調査委員会は、通告された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通告者の他の研究活動も含めることができる。
- 6 調査委員会は本調査の実施に際し、通報等に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
- 7 調査委員会は、配分機関等からの求めに応じて、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 8 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、配分機関等に対し、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 9 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように十分留意する。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第18条 調査委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認する場合には、研究成果については自己の責任において当該研究の科学的適正な方法と手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示し、研究費の使用については自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法と手続に則して行われたことを関係書類等で示して説明しなければならない。

- 2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不existence、勤務時間を確認する資料、支払い関係書類等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各研究分野の特性に応じ5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

（認定）

第19条 調査委員会は、本調査開始後、原則として150日以内に、調査内容について、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。

- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項の認定を終了したときは、調査委員会は直ちに学長に報告する。
- 4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに不正行為と認定し、直ちに学長に報告する。また、学長は配分機関等に報告する。
(調査結果の通知及び報告)

第20条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。また、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を速やかに配分機関等に報告する。

- 2 悪意に基づく通報との認定があった場合、学長は通報者の所属機関にも通知する。
(不服申立て)

第21条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知を受けてから14日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 学長は、被通報者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、配分機関等に報告する。被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、配分機関等にも報告する。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、原則として50日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。学長は、再調査結果を、通報者、被通報者等及び配分機関等に通知する。また、不正行為と認定された被通報者等から不服申立てがあったときは、被通報者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被通報者等の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。
- 5 調査委員会は、前項での不服申立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに学長に報告し、学長は、通報者、被通報者

及び配分機関等に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、学長は以降の不服申立てを受け付けないことができる。

- 6 調査委員会は、再調査に際して被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。その場合には直ちに学長に報告し、学長は通報者、被通報者及び配分機関等に当該決定を通知する。

(調査結果の公表)

第22条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等調査結果を公表する。

- 2 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表する。

- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属を併せて公表する。

(調査中における一時的措置)

第23条 学長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第24条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、学長は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、学校法人平方学園明和学園短期大学就業規則（以下「就業規則」という。）に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第25条 不正行為が行われなかったと認定された場合、学長は、本調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

- 2 学長は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

- 3 学長は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が、本学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(守秘義務)

第26条 この指針における研究活動の不正行為への対応に携わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(雑則)

第27条 この指針に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第28条 この指針の改廃は、学長が教授会の意見を参考にして行うものとする。

附 則

この指針は、平成29年2月28日から施行する。